

事務連絡
令和4年11月24日

各都道府県・指定都市教育委員委員会 GIGA スクール構想主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局

学校デジタル化プロジェクトチームリーダー

武藤 久慶

1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」を推進しているところであり、児童生徒の1人1台端末等のICT環境を活用した新しい学びが全国各地で開始されています。

このような中、児童生徒が平常時から1人1台端末を持ち帰り、学校での活用と同様に自宅等での学習に活用することは、家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点からも有効です。

この観点から、例えば、家庭学習に必要な教材（教科書等を含む。以下同じ。）の該当ページを1人1台端末で撮影し、画像データとして学習に活用することで、家庭学習の質の充実を図ることが可能です。なお、こうした取組を通じて、当該教材を学校に置いて帰ることも可能になると考えられます。

こうした取組や、授業における画像データの活用について、著作権との関係上差し支えないかとのお問い合わせを複数いただいているところですが、このことについて以下のとおり整理しましたので、お知らせいたします。また、「GIGA スクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について」（令和4年3月3日付初等中等教育局長通知）等も参照の上、1人1台端末の持ち帰りによる家庭学習への積極的な活用を図っていただきますようお願いいたします。

以上について、各都道府県担当課長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市担当課長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【紙の教材の撮影と著作権の関係について】

- ① 著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、その使用する者が複製することができる（著作権法第30条）とされているところ、児童生徒が、自宅等での自習・宿題等の目的で私的に使用する範囲において、ICT 端末で教材の関連箇所を撮影することは著作権者等の許諾がなくても可能である。【私的利用】
- ② なお、授業の過程で教師が複製を求める場合は、私的に使用する目的とみなされない可能性があるが、著作権法第35条により、授業の過程における利用に供するために必要と認められる限度での利用については著作権者等の許諾がなくても可能である。（※1）【授業目的での利用】

（例）

- ・①に記載の児童生徒の私的な利用ではなく、教師の指示に基づき児童生徒が教材の関連箇所を撮影する行為
- ・教師が授業の過程において教材の関連箇所を撮影し、クラスのクラウドにアップロードする行為（学校等の設置者から一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に対して補償金の支払いが必要※2）

※1 ドリルやワークブックなど児童生徒等が一人一点ずつ購入することを想定して販売されている教材を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信すること（例：学校で一冊のみを購入し、教師が必要箇所をコピーして全ての児童生徒に配布・配信すること等）は著作権者等の利益を不当に害するおそれがあり、こうした場合には著作権者等の許諾を得ることが求められるので留意すること。

※2 昨年度の SARTRAS への補償金支払申請は小・中・高等学校の約 80%について実施されており、未申請の学校設置者におかれては、1人1台端末の積極的な活用のため制度の活用を検討いただきたい。

- 著作権法第35条の詳細・留意事項については、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの「改正著作権法第35条運用指針」を参照いただきたい。

(https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221)



<本件連絡先>

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
03-5253-4111（内線2656）